



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社 エヌアイデイ
代表者 代表取締役社長 鈴木 清司
(コード番号 2349)
問合わせ先責任者 常務取締役管理本部長
馬場 常雄
(TEL 03-6221-6811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条及び第 36 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>社外取締役</u> の責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(<u>取締役</u> の責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(<u>社外監査役</u> の責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(<u>監査役</u> の責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)
平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以上